

平成29年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 東部福祉保健事務所

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項		
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
東部	特別養護老人ホーム	実地	平成29年6月28日	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	三津白寿苑	1 第1の2 入所者の 生活環境 等の確保	居室及びユニット内の清掃が 不十分であったため、入所者 が安全、快適に生活できるよ う、清掃や衛生管理は適切に 行うこと。また、汚物室に洗濯 されたリネン等が置いてあった ので別の場所に保管すること。	新たに、清掃専門業者に委託し、業者 は廊下、居室等を週1清掃することとし、 加えて担当職員を決め、居室とリビング を定期的に清掃することとした。 また、リネン類の保管場所については、 現在新施設を建設工事中であり、建替後 は各棟内にリネン類を保管する倉庫を設 置する予定である。
東部	ケアハウス	実地	平成29年7月3日	社会福祉法人 だんのさと	ケアハウス暖の里	1 第2の2 必要な職 員の確保 と職員処 遇の充実	介護・看護作業等腰部に著し い負担のかかる作業に常時従 事する職員については、採用 時及びその後6ヶ月以内ごとに 1回、定期に腰部に係る健康 診断を実施すること。	腰部健康診断の対象となる職員について は、既に受診の予約済みであり、平成30 年3月中に第2回の腰部健康診断が終了 する予定である。
東部	養護老人ホーム	実地	平成29年7月12日	社会福祉法人 鳥取福祉会	養護老人ホーム 鳥取市なごみ苑	5 第2の1 施設の運 営管理体制 の確保	預り金から支出した医療費や 物品などの領収書の写しは、ト ラブルを回避するためにも施設 側で保管しておくこと。	預り金から支出した医療費・物品などの 領収書の写しをとり、保管する。
東部	特別養護老人ホーム	実地	平成29年7月24日	社会福祉法人やす	小規模生活単位型特別 養護老人ホームすこやか	6 第2の1 施設の運 営管理体制 の確保	預り金について、施設に直接 来た家族等には個々の預り金 出納帳を見せて報告をしている が、それ以外の家族等への報 告の確認ができないので、報 告したことが分かることにする こと。また、預り金規程にも報 告結果を残すよう規定するこ と。	領収書の写しを保管した上で3ヶ月間確 認印がどれない代理人に関係書類を送 付し報告する。
						1 第1の1 入所者処 遇の充実	褥そう対策のための指針を整 備すること。	平成29年10月4日付けで「褥瘡発生予 防に関する指針」を作成し、リーダー会議 やユニット会議等で周知徹底を図ってい る。
						2 第1の1 入所者処 遇の充実	身体拘束廃止委員会の設置は されているが、その中で改善計 画が作成されていないので、作 成すること。また、改善計画に は以下の内容を盛り込むこと。 ①施設内の推進体制 ②介護の提供体制の見直し ③「緊急やむを得ない場合」を 判断する体制・手続き ④施設の設備等の改善 ⑤施設の従業員その他の関係 者の意識啓発のための取組み ⑥人所者の家族への十分な説 明 ⑦身体拘束廃止に向けての数 値目標	改善計画を作成した。
						3 第2の3 防災対策 の充実強 化	防火管理者の変更に伴い、該 当箇所を変更した消防計画を 速やかに所管消防署へ提出す ること。また、風水害に対処す るための計画についても策定 すること。	消防計画の変更を行い、消防署へ提出し た。風水外については、過去の気象状況 等を参考にしながら、法人他施設等とも 相談し作成中である。
						4 第2の2 必要な職 員の確保 と職員処 遇の充実	介護・看護作業等、腰部に著し い負担のかかる作業に常時従 事する職員については、採用 時及びその後6ヶ月以内ごとに1 回、定期に腰痛に係る健康診 断を実施すること。	採用時及び年1回の腰痛検査につ いては必ず実施し、2回目の腰痛検査に 關しては、腰痛対策チェックリストを用いた 検査を実施し、所見があった職員及び チェックリストにて検査が必要と判断した 対象者に限り、個別で医療機関を受診す る。
						5 第2の1 施設の運 営管理体制 の確保	現金預り金について、入居者 預り金が1万円以上の者が1 名いるので、規程どおりに行 うこと。	利用者預り金等管理規定の預り金の限 度額を1万円以下に改正した。今後、限 度額を超えないよう、職員に徹底し、毎月 施設長が預り金の状況を点検することと した。

6	第2の1 施設の運 営管理体制 の確保	利用者預り金等管理規程につ いて、規程の中に家族や本人 への報告が欠落しており、規程 の変更が必要である。実際は、 「家族等に『現金預り帳』のコ ピーとレシートのコピーなどと ともに連絡しているとのことだ が、報告した記録が残っていない ので、その結果を残し、担当 者と施設長の確認印を残すこと。	規程に支出状況の報告を追加した。 また、報告した書類は、預り金管理報告書 に月ごとでまとめて管理する。						
7	第1の1 入所者処 遇の充実	給食の残量把握について、ユ ニットごとでそれぞれの料理ご との残量確認を行い、記録を残 して献立に反映させること。	現在使用している残量表に記入欄を作 り、記録に残すことで、残量の把握に努 めるようにした。						
8	第1の1 入所者処 遇の充実	給食委員会もしくは給食会議を 開催し、その記録を残すこと。 (他職種を含めること)	幹部会議に引き続き、同メンバーで給食 委員会を実施している。						
東部	特別養護老人ホーム	実地	平成29年8月24日	社会福祉法人 あすなろ会	わかさ・あすなろ	1	第2の2 必要な職 員の確保 と職員処 遇の充実	介護・看護作業時に腰部に著 しい負担のかかる作業に常時 従事する職員については、採 用時及びその後6ヶ月以内ご とに1回、定期的に腰痛にかかる 健康診断等を行うこと。	採用時及び年1回の腰痛検査につけて は必ず実施し、2回目の腰痛検査に關 しては、腰痛対策チェックリストを用いた点 検を実施し、所見があつた職員及び チェックリストにて検査が必要と判断した 対象者に限り、個別で医療機関を受診す る。
東部	特別養護老人ホーム	実地	平成29年9月6日	社会福祉法人 あすなろ会	高草あすなろ	1	第2の2 必要な職 員の確保 と職員処 遇の充実	腰痛に係る健康診断につい て、1名記録がないものがあつ た。介護・看護作業等腰部に 著しい負担のかかる作業に常時 従事する職員については、採 用時及びその後6ヶ月以内ご とに一回、定期的に腰痛に 係る健康診断を行うこと。	名簿を作り、2人体制で、全介護・看護職 員が受診する様チェックを徹底する。
東部	ケアハウス	実地	平成29年9月9日	社会福祉法人 だんのさと	ケアハウス暖の里新館	1	第2の1 施設の運 営管理体制 の確保	感染性、食中毒の予防及びま ん延の防止のための指針及 び、事故発生防止マニュアル 内の記録の保存期間の記載が 2年となっていたため、5年に 改めること。	指針、マニュアル内の保存期間を5年に 改め、職員にも回覧し確認を取った。
2	第1の1 入所者処 遇の充実	感染症対策委員会の開催回数 について昨年は2回開催され ていたが、感染症対策委員会 についてはおむね3ヶ月に1 回以上開催すること。	3ヶ月に1回は研修を実施し、11月に職 員会議で研修を行った。						
3	第2の5 事故発生 時の対応	事故報告については、県の要 綱に基づき報告すること。	平成29年11月に事故報告があり、速や かに所定様式の報告書を作成し、報告し た。						
4	第2の1 施設の運 営管理体制 の確保	入所者預り金について、預り金 等の上限を原則として3万円と しているにも関わらず、數名3 万円以上～12万円のお金を預 かっており、規程と実態が乖 離している。預り金規程に合わ せるか、規程自体を変更するこ と。	預り金規程を変更し、預り金の上限を15 万円に設定した。これを超える金額は預 からないようにする。						
5	第2の1 施設の運 営管理体制 の確保	預り金から支出した医療費や 物品などの領収書の写しは、ト ラブルを回避するためにも施設 側で保管しておくこと。	預り金から支出した医療費・物品などの 領収書の写しをとり、保管するようにし た。						

					6	第2の1 施設の運営管理体制の確保	預り金について、施設に直接来た家族等には個々の預り金出納帳を見せて報告しているが、それ以外の家族等への報告の確認ができないので、報告したことが分かることにする。また、預り金規程にも報告結果を残すよう規定すること。	領収書の写しを保管した上で3ヶ月間確認印がとれない代理人に関係書類を送付し報告する。
東部	特別養護老人ホーム	実地	平成29年10月13日	社会福祉法人 青谷福祉会	特別養護老人ホーム なりすな	1 第1の2 入所者処遇の充実	予定献立表を変更して実施した場合は、変更した材料名、使用量を記入し、実施献立表として整備すること。	予定と実施の記入状況の確認を行う。
東部	特別養護老人ホーム	実地	平成29年10月16日	社会福祉法人 あすなろ会	美和あすなろ	1 第2の5 事故発生時の対応 2 第1の1 入所者処遇の充実	事故発生の防止のための職員に対する研修を行うこと。 身体拘束に関する記録の保存期間が2年となっていたため、5年に改めること。	毎月の事故発生委員会の実施記録とともに、年2回の事故発生防止のための職員研修を実施します。 法人のマニュアルについて見直しを行い、今年度中に全施設に整備する。
東部	ケアハウス	実地	平成29年10月25日	社会福祉法人 れいーぶ	ケアハウスぬくもり	1 第2の2 必要な職員の確保と職員処遇の充実 2 第1の1 入所者処遇の充実 3 第2の5 事故発生時の対応	介護、看護職員等腰部に負担のかかる作業に従事する職員については、採用時及びその後6月以内毎に1回、定期に腰痛に係る健康診断を行うこと。 自ら提供するサービスの質の評価を行い常にその改善を図ること。また、その結果を入所者に周知すること。 事故防止指針内の記録の保存期間が2年となっていたため、5年に改めること。	採用時及び年1回の腰痛検査については必ず実施し、2回目の腰痛検査に関しては、腰痛対策チェックリストを用いた点検を実施し、所見があった職員及びチェックリストにて検査が必要と判断した対象者に限り、個別で医療機関を受診する。 「サービス提供自己点検・評価シート」を設けて年1回自己点検を行いその結果を入所者に知らせる。 平成29年11月6日付けで5年に改正した。
東部	軽費老人ホーム(A型)	実地	平成29年11月8日	社会福祉法人 ふれあい	軽費老人ホーム岩井長者	1 第2の3 防災対策の充実強化 2 第2の1 施設の運営管理体制の確保 3 第1の1 入所者処遇の充実	風水害に対処するための計画を作成すること。 運営規程が実態と合っていないため、見直しを行うこと。 感染症対策委員会を概ね3ヶ月に1回開催するとともに、その結果を介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。	既存の消防経過卵に追記とともに、現行に合わせ、計画そのものの見直しを進めている。1月中には決済を取り付け提出、3月開催の役員会にて事業を報告予定している。 指導監査時には、規程のとおりでなかつたが、1月に事務員を1名採用することで、現状との乖離はなくなったので、運営規程の見直しは行わない。 平成29年度は、3ヶ月ごとの年4回の開催に是正している。
東部	軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人あすなろ会	ケアハウスあすなろ	4 第1の1 入所者処遇の充実 5 第2の5 事故発生時の対応	感染症・食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備すること。 事故防止のための指針を策定すること。	今年度中に整備し、早急に指針遂行の体制を整える。 今年度中に整備し、早急に指針遂行の体制を整える。
東部	軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人やす	ケアハウスすこやか	1 第2の3 防災対策の充実強化	風水害に対処する為の計画を策定すること。	法人全体に作成された防災マニュアルを整備し、施設職員へ風水害対策を徹底する。
東部	軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人こうはうえん	軽費老人ホーム里久の里		指摘事項なし	

東部	軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人こうほ うえん	新しいなば幸朋苑			指摘事項なし	
東部	軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人やす	いなば幸朋苑			指摘事項なし	
東部	軽費老人ホーム	書面	—	社会福祉法人親誠 会	ひまわり鳥取			指摘事項なし	

平成29年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 中部総合事務所福祉保険局

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項		
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
中部	特養	実地	平成29年11月29日	(社福)赤崎福祉会	百寿苑		指摘事項なし	
中部	養護	実地	平成29年12月8日	(社福)鳥取県厚生事業団	母来寮		指摘事項なし	
中部	養護	実地	平成29年8月23日	(社福)敬仁会	シルバー倉吉		指摘事項なし	
中部	軽費	実施	平成29年10月25日	(社福)うわなだ福祉会	ケアハウスラボム苑	1 第1-1 (7) ア (イ)	感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)が設置されていないので、設置の上、おおむね3月に1回以上開催すること。	ラボム苑感染対策委員会を設置し、3か月に1回定期的に感染等に対処することを目的とした会議を開催すること等を、感染対策委員会設置要綱に定める。
中部	軽費	実地	平成29年10月11日	(社福)みのり福祉会	関金インターナショナル・アパート	2 第2-3 ウ	非常災害(風水害・地震等の災害)に対処するための計画が策定されていないので、策定すること。	倉吉市主催の説明会に出席済 ・平成30年5月までに水害に対処するための垂直避難を中心とした避難確保計画を作成することとした。
中部	軽費	書面	-	(社福)みのり福祉会	ケアハウス倉吉スター・ガーデン	1 第2-3 ウ	消火訓練及び避難訓練のうち、消火訓練は年1回しか実施していないので、定められた回数以上(年2回以上)実施すること。	今年度については、1回目 平成29年11月17日、2回目 平成29年12月15日に、避難訓練・消火訓練を実施いたしました。
中部	軽費	書面	-	(社福)敬仁会	ケアハウスル・サンテリオン		指摘事項なし	
中部	軽費	実地	平成29年9月8日	(社福)親誠会	ケアハウスひまわり昭和町		指摘事項なし	
中部	軽費	書面	-	(社福)清和会	ケアハウスうつぶき		指摘事項なし	
中部	軽費	実地	平成29年11月27日	(社福)福生会	ケアハウス三喜苑		指摘事項なし	
中部	軽費	書面	-	(社福)立石会	みどり園		指摘事項なし	
中部	軽費	書面	-	(社福)立石会	第2ケアハウスみどり園		指摘事項なし	

平成29年度老人福祉施設指導監査結果一覧

機関名 西部総合事務所福祉保健局

実施機関	種別	実地・書面の別	実施年月日	経営主体	施設名	文書指摘事項		
						主眼事項	指摘内容	改善状況・今後の改善予定
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成29年9月25日	(福)博愛会	特別養護老人ホーム博愛苑		指摘事項なし	
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成29年10月2日	(福)こうほうえん	介護老人福祉施設よなご幸朋苑		指摘事項なし	
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成29年10月23日	(福)伯耆の国	特別養護老人ホームゆうらく		指摘事項なし	
西部	特別養護老人ホーム	実地	平成29年10月30日	(福)尚仁福祉会	特別養護老人ホーム江美の郷		指摘事項なし	
西部	軽費老人ホーム	実地	平成29年11月14日	(福)宏平会	軽費老人ホーム福原荘		指摘事項なし	
西部	軽費老人ホーム	実地	平成29年11月15日	(福)和貴	ケアハウスかずき	1 第2(4) 社会福祉施設運営の適正実施の確保 1施設の運営管理体制の確立	生活相談員・介護職員・事務員がそれぞれ業務を行うために必要な人員を配置すること。 【軽費条例別表 職員の配置の項】	平成30年4月からの配置換えにより、看護師を生活相談員に配属、現生活相談員を施設長に配属それぞれ業務を行なえる人員配置を行う。併せて、ルーティン業務については分かりやすく整理し分担できるように改善を行う。
						2 第1の1 (1) 入所者処遇の充実	サービス評価結果を入所者に示すこと。 【軽費条例別表 サービスの提供の項 第8号】	平成29年度からの評価結果(平成30年3月実施予定)からは、掲示を行ない入所者に示す。
						3 第2の2 (2) 必要な職員の確保と職員処遇の充実	月ごとの勤務表について、専従・兼務及び常勤・非常勤の記載すること。 【軽費規則別表 サービスの提供の項 第2 1号】	平成29年12月勤務表より専従・兼務及び常勤・非常勤を明記した勤務表に様式変更を行なった。
西部	特別養護老人ホーム	書面	—	(福)鳥取県厚生事業団	鳥取県立尚寿苑		指摘事項なし	
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)大徳会	軽費老人ホーム玉真園	1 第2の5 事故発生時の対応	施設の事故発生防止のための指針に基づいて研修プログラムを作成し、定期的に年2回以上の研修を行なうこと。 【軽費規則別表 事故等への対応の項 第3号(3)】	「軽費老人ホーム玉深瀬事故防止対応指針」に基づき、研修計画を作成し、定期的に年2回以上の研修を実施します。平成30年度からの軽費老人ホーム玉真園の研修計画に組み込み、計画的に研修を実施します。
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)いづみの苑	ケアハウスいづみの苑		指摘事項なし	
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)敬仁会	ケアハウスル・ソラリオン名和		指摘事項なし	
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)こうほうえん	ケアハウスさかい幸朋苑		指摘事項なし	
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)こうほうえん	ケアハウスよなご幸朋苑		指摘事項なし	
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)こうほうえん	ケアハウスなんぶ幸朋苑		指摘事項なし	
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)真誠会	ケアハウスリバーサイド		指摘事項なし	
西部	軽費老人ホーム	書面	—	(福)宏平会	ケアハウス大山のふもと		指摘事項なし	